

自家用電気工作物の保安管理業務に関する仕様書

委 託 業 務 名	自家用電気工作物保安管理業務委託(下水)
委 託 業 務 場 所	電気工作物保安業務に記載(別表3参照)

1 目的

本仕様書は、桑名市(以下「発注者」という。)が設置した自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

受注者は、本仕様書及び電気事業法、その他関連法令等に基づき電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下「保安管理業務」という。)を実施する。

2 保安管理業務の対象

保安管理業務の対象となる事業場(以下「当該事業場」という。)及び自家用電気工作物は、以下のとおりとします。

(1) 事業場の名称	電気工作物保安業務に記載(別表3参照)
(2) 事業所の所在地	電気工作物保安業務に記載(別表3参照)
(3) 電気設備の概要	電気工作物保安業務に記載(別表3参照)
(4) 添付図所	位置図参照

3 履行期間

契約の履行期間は令和6年6月1日から令和11年5月31日までとする。ただし、事業場の廃止や他の施設との統合・用途の変更・その他の理由により管理方法が変更となった場合は、契約を変更する場合があります。

4 外部委託の基準適合等

(1) 受注者は、電気事業法施工規則第52条第2項の法人の要件を満たす者であって、以下の項目が社内規程等に明確に規定され、点検を含む保安管理業務が適切に実施できる者であること。

- ① 保安業務従事者は受注者の役員又は従業員であること。
- ② 保安管理業務の遂行体制を構築し、保安業務担当者が明確な責任の下に保安管理業務を実施すること。また、あらかじめ定められた間隔で保安管理業務のレビューを行い適切な改善を図ること。
- ③ 保安業務担当者は事業場の点検を自ら行うこと。ただし、保安業務担当者が保安業務従事者に事業場の点検を行わせる場合は、以下に掲げるすべての要件に該当していること。

イ 保安業務担当者が自ら職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者に適切に指示して点検を行わせるとともに、点検の結果に関する報告が当該保安業務従事者からの的確に行われる体制となっていること。

ロ 保安業務担当者が点検を指示した保安業務従事者との業務の分担内容が明確になっていること。

ること。その際、保安業務担当者が自らは保安業務従事者の監督を行うこととして、事業場の点検の大部分を保安業務従事者に行わせるなど、自ら実施する保安管理業務の内容が形式的なものとなっていないこと。

- ハ 特定の保安業務従事者に著しく偏って点検を行わせることとなっていないこと。このため、保安業務従事者が保安業務担当者から指示を受けて点検する事業場については、経済産業省告示第249号第3条第2項（以下「告示の値」という。）の値を当該保安業務担当者から職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者の総数で除した値又は告示の値に0.2を乗じた値のいずれか小さい方の値を超えないこと。

ニ 保安業務従事者は、複数の保安業務担当者から点検の指示を受けないこと。

- (2) 受注者は、保安管理業務の実施に当たって故意または過失によって発注者または第三者に与える損害に対して十分な賠償能力を有することとし、保証能力を証明できる書類（賃借対照表等）又は損害賠償保険の保険証の写しを提出すること。

5 義務及び責任

発注者及び受注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する相互の義務及び責任を明確にし、次の(1)から(6)までに掲げる基本原則に従うこと。

- (1) 保安業務担当者等は、保安規程に基づき保安管理業務を自ら実施すること。ただし、次の①から④までに掲げる自家用電気工作物であって、保安業務担当者等の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者等により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りではない。
 - ① 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物
 - ② 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物
 - ③ 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
 - ④ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- (2) 当該事業場の保安管理業務を行う者が、保安業務担当者等本人であることを発注者が確認するため、予め保安業務従事者との面接又は写真等の提出をし、保安管理業務を行う際は、保安業務担当者等であることを発注者に対して明らかにする。ただし、緊急の場合は、この限りではない。
- (3) 保安業務担当者等は、保安管理業務の結果を発注者に報告するとともに、保安管理業務を実施した保安業務担当者等の氏名を含む結果の記録を提出し、発注者の確認を受けること。発注者及び受注者はこの記録を保存する。
- (4) 保安業務担当者等は、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、工事中点検（設置改造等の工事期間中の点検）、月次点検（点検頻度を定める点検であって、設備が運転中の状態において行うもの）、年次点検（主として停電により設備を停止状態にして行う点検）を行う。
- (5) 保安業務担当者等が工事中点検、月次点検又は年次点検の結果から、技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を発注者へ指示又は助言する。
- (6) 受注者は契約した業務の全部または一部を他の者に再委託してはならない。ただし、受注者が

個人であって、本人の急病等で真にやむを得ない理由がある場合は「発注者」が承認した場合に限り同等以上の資格、要件を満たす者に再委託することが出来るものとする。

6 保安全管理業務の内容等

- (1) 保安全管理業務の内容は別紙「保安全管理業務の細目及び基準」によるものとする。
- (2) 受注者は、経済産業省告示第 249 号第 4 条第 7 号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当する自家用電気工作物には、絶縁監視装置を設置すること。なお、絶縁監視装置の設置、撤去及び維持管理は受注者の負担とする。
- (3) 自家用電気工作物に絶縁監視装置を設置した場合、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は 50mA）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して 5 分以上受信した場合又は 5 分未満の漏えい電流が発生している旨の警報を繰り返し受信した場合）に次の①及び②に掲げる処置を行うこと。
 - ① 保安業務担当者等が警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
 - ② 保安業務担当者等が警報発生時の受信の記録を 3 年間保存する。
- (4) 受注者は、事故・故障の発生や発生する恐れがある場合は、次の①から④までに掲げる処置を昼夜問わず 24 時間体制で対応すること。
 - ① 事故・故障の発生や発生する恐れのある連絡を発注者から受けた場合は、保安業務担当者等が現状の確認し、原因の探求に協力するとともに、応急措置を指導する。
 - ② 保安業務担当者等が事故・故障の状況に応じて臨時点検を行う。
 - ③ 事故・故障の原因が判明した場合は、保安業務担当者等が同様の事故・故障を再発させないための対策について、発注者に指示又は助言を行う。
 - ④ 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、保安業務従事者等が発注者に対し、事故報告するよう指示を行う。
 - ⑤ 受注者は、24 時間の保安全管理体制を構築できる事業所が三重県内にあり、保安業務担当者又は保安業務従事者が電気工作物の設置場所まで 2 時間以内で到着できること。

7 安全管理

業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めなければならない。

8 測定器の管理

- (1) 受注者は電気事業法施行規則第 52 条の 2 項に定められた機械器具を有していること。
- (2) 受注者が業務に使用する測定機器は国家基準を満たした方法で校正・誤差試験を実施すること。
- (3) 測定機器の校正・誤差試験の記録は発注者の求めがあった時、開示しなければならない。また、校正・誤差試験を実施した測定機器はシールを添付し、実施日を明示すること。

9 委託代金の支払い

業務委託費の支払いについては年払いとし、受注者の請求により支払うものとする。
支払計画は別表 4 参照すること。

10 その他

- (1) 見積入札の結果、受注者との契約が締結された場合は受注者の責任において手続き書類を作成し、中部経済産業局長宛に必要な書類を速やかに提出しなければならない。(電気事業法第42条第2項、電気事業法施工規則第52条2項) この申請が1ヶ月以内に承認を得られなかった場合、または取り消しになった場合、発注者はこの契約を一方的に解除できるものとする。ただし、受注者が引き続き同一の者である場合は、この申請・届出は必要のないものとする。
- (2) 緊急対応や発注者の要請による立ち会い等によって生じた定例外の保安管理業務に関する費用負担については、年1回までは無料とするが2回目以降は発注者と受注者の協議によって決定する。
- (3) 受注者は保安管理業務を遂行するうえで知り得た発注者の情報を保護するため、社内規定等に定め情報の流出を防止すること。
- (4) 本仕様書に明記していない事項については発注者・受注者双方協議のうえ行うものとする。

保安管理業務の細目及び基準

1. 保安管理業務の内容

(1) 受注者が実施する保安管理業務は次によるものとします。

①定例の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア. 定期的な点検、測定及び試験（具体的基準は、別表1「点検、測定及び試験の基準」による。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）の規定に適合しない事項または適合しない恐れがあるときは、必要な指導、助言を行います。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、発注者の通知を受け必要な指導、助言を行います。

ウ. 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、発注者の通知を受け、毎週1回工事期間中の点検（具体的基準は、別表2「工事期間中に関する点検の基準」による。）を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行います。

ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第249号第4条の規定により点検は行わないものとします。

エ. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合において、発注者より通知を受けたときは、電話により、又は発注者の依頼により出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につぎとるべき措置を指導し、助言を行います。

この場合は、発注者は受注者が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に受注者に連絡するものとします。

また、受注者が行う事故原因の探求の結果、系統側（商用側）に起因する事由であったときは、受注者は発注者へ通知をし、その通知を行ったときに発注者の依頼があった場合に限り、受注者は発電所の運転の措置を行うことができるものとします。

オ. 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成指導及び手続の指導を行います。

カ. 受注者が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生する恐れのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行います。

キ. 電気事業法に規定する立入検査には、その都度発注者の通知を受け、受注者の保安業務担当者等を立ち合わせます。

ク. 変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認を行います。

ケ. 小出力発電設備（太陽電池）を有料にて点検する場合並びに太陽電池発電所の定期的な点検、測定及び試験は、別表3「太陽電池発電設備の点検、測定及び試験の基準」により行います。

②定例外の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成指導及び手続の指導を行います。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行います。

ウ. 前各号のほか発注者の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行います。

エ. 系統側（商用側）に起因する事由により必要となる発電所の運転又は停止の措置については、発注者において行い、受注者へ報告するものとします。ただし、発注者の依頼により受注者において発電所の運転又は停止の措置を行うことができるものとします。

(2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、発注者は発注者の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等の専門業者に依頼して行うものとします。この場合において、発注者の申し出がある場合又は点検の際に受注者が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、受注者は指導、助言又は協議を行うものとします。

ア. 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（カ）までのいずれかに該当する自家用電気工作物）

- (ア) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- (イ) 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- (ウ) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- (エ) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
- (オ) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- (カ) 点検にボイラー・タービン主任技術者及びダム水路主任技術者の専門知識及び技術を有する設備等
- イ. 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（カ）までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）
 - (ア) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - (イ) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - (ウ) 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - (エ) 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
 - (オ) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
 - (カ) 器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
- ウ. 事業場外で使用されている可搬型機器（移動して使用する機器）である自家用電気工作物
- エ. 可搬型機器及びこれに付属する電線のうち、点検時事業場に設置されていないもの
- オ. 発電設備のうち電気設備以外（内燃機関、蒸気機関、土木技術等）である自家用電気工作物
- (3) 上記（2）において、発注者及びその従事者の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を保安業務担当者等が行い、異常があった場合には、保安業務担当者等が点検を行うものとします。

2. 相互の連絡

- (1) 発注者は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく受注者に通知するものとします。

①遅滞なく連絡する事項

- ア. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合。
- イ. 安全上の事由または物理的な事由により、技術基準の適合確認が困難となる恐れがある場合。
- ウ. 有害ガス発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等の恐れが生じた場合。
- エ. 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合。
- オ. 感染症等により、事業場への立ち入りが困難となる恐れがある場合。
- カ. 系統側（商用側）に起因する事由により発電所の運転又は停止の措置が必要な場合。

②その他連絡する事項

- ア. 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。
- イ. 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。
- ウ. 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合。
- エ. 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。
- オ. 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。
- カ. 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備、発電設備の使用区域を変更する場合
- キ. 委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。
- ク. 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合。
- ケ. 電気事業者との需（受）給契約を変更する場合。
- コ. 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。
- サ. その他電気工作物の保安に関し必要な場合。

- (2) 受注者は次の各号に掲げる事項を発注者に通知するものとします。

- ア. 受注者の就業時間内、時間外における受注者への連絡方法。
- イ. 発注者の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合。

ウ、その他必要な事項。

3. 発電設備等の分解・整備等

発電設備及び熱交換器の分解・整備、ばい煙測定等は、発注者の負担において行うものとします。

この電気工作物の分解・整備等を電気機器製造者・整備業者等に依頼して行う場合は、発注者は受注者に分解・整備等の結果の記録を提示し、受注者は必要に応じて助言を行うものとする。

4. 発電所担当者等

(1) 発注者は、保安規程による発電所担当者及びその不在の場合の代務者を選出するものとします。

(2) 発注者は、前号の発電所担当者を選出または変更したときは、その氏名、連絡方法等を遅滞なく受注者に通知するものとします。

(3) 発注者は、発電所担当者又は第4項第1項の代務者を受注者の行う保安管理業務に立合わせるものとします。

5. 絶縁監視装置及び機器の設置

(1) 経済産業省告示第249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び受注者の定める条件に該当する電気工作物には、発注者の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができます。

(2) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）は発注者と受注者の協議のうえ受注者が設置し所有するものとします。

(3) 発注者は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設の利用について便宜を供するものとします。

(4) 絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として受注者が負担するものとします。

(5) 絶縁監視装置等機器の保守は受注者が行い、その費用は受注者が負担するものとします。

(6) 発注者は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。

6. 絶縁監視装置の警報発生時の処置

(1) 電気工作物に設置する絶縁監視装置から警報発生時（警報動作電流50mA）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合に、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。

(2) 受注者は、警報発生時の受信の記録を3年間保存するものとします。

7. 絶縁監視装置及び機器の撤去

(1) 受注者は、発注者との保安管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。

(2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、発注者と受注者の協議のうえ絶縁監視装置又は機器を撤去するものとします。

(3) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して第5項第1号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、発注者と受注者の協議のうえ絶縁監視装置を撤去するものとします。

8. 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

(1) 保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、発注者と受注者の協議のうえ速やかに改修するものとします。

(2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として発注者が負担するものとします。

(3) 受注者は発注者と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがあります。

(4) 受注者は、発注者に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとします。

9. その他

この「保安管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度発注者と受注者相互に協議するものとします。

別表1

点検、測定及び試験の基準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				(無停電)	(停電)	
引込設備	引込線	外観点検	○	○	○	必要の都度
	区分開閉器	絶縁抵抗測定			○※1	
	電線、支持物、ケーブル	放電雑音チェック		○		
受電設備（二次変電設備）・受変電設備	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験		○※1	○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1		
		絶縁油酸価度試験			○※2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※2	
		内部点検			○※2	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	母線、計器用変成器、断路器、電力用ヒューズ、避雷器、電力用コンデンサ、リアクトル その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		絶縁油透明度チェック			○※3	
		絶縁油酸価度試験			○※3	
		絶縁油破壊電圧試験			○※3	
		内部点検			○※3	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	受・配電盤	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験			○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	接地工事 (接地線・保護管)	外観点検	○	○	○	必要の都度
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
	構造物・配電設備 〔受電室建物 キュービクル式受・配 電設備の金属製外箱等〕	外観点検	○	○	○	必要の都度
	蓄電池設備	外観点検	○	○	○	必要の都度
		比重測定	1回／年	○	○	
		液温測定	1回／年	○	○	
		電圧測定	1回／年	○	○	

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検	
				(無停電)	(停電)		
負荷設備・受変電設備（低圧）	電動機、電熱器	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	電気溶接機	電圧・電流測定	○※ 8	○※ 8	○※ 8		
	その他の電気機器類	絶縁抵抗測定			○※ 1, 6		
	照明装置	接地抵抗測定		○※ 4	○※ 4		
	配線及び配線器具	温度チェック	○	○	○		
	接地装置	漏洩電流測定	○※ 5	○※ 5			
	配電線路の電線等 及び支持物	絶縁監視	○※ 7	○※ 7	○※ 7		
	小出力発電設備						
	非常用予備発電装置	ガスタービン及び 附属装置	外観点検	○	○		○
内燃機関及び附属装置		起動試験	○	○	○		
発電機及び励磁装置		外観点検	○	○	○	必要の都度	
接地装置		絶縁抵抗測定		○※ 1	○※ 1		
		接地抵抗測定		○※ 4	○※ 4		
遮断器・開閉器 その他の電気機器類		受 電 設 備 と 同 じ				受電設備と同じ	
発 電 所		ガスタービン及び 附属装置	外観点検	○		○	必要の都度
	内燃機関及び附属装置	起動試験	○		○		
	発電装置及び 附属装置	外観点検	○		○	必要の都度	
	接地装置	絶縁抵抗測定			○※ 1		
		接地抵抗測定			○※ 4		
		単独運転検出			○		
		発電状況確認		○	○		
	遮断器・開閉器 その他の電気機器		受 電 設 備 と 同 じ				受電設備と同じ

注 (1) 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。

- ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取付け状態

(2) ※5を付した測定は、高圧受変電設備の変圧器のB種接地線で漏えい電流を測定します。

ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとします。

(3) ※8を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとします。

(4) 年次点検（無停電）は無停電で行う点検で、年次点検（停電）は停電をして行う点検をいいます。なお、年次点検（無停電）を実施する場合は3年に1回は年次点検（停電）を行うものとします。

ただし、発電所においては年次点検（無停電）を行わないものとします。

年次点検（無停電）は、信頼性が高い設備で、年次点検（停電）と同等と認められる次の各項目が1年に1回以上行われている場合に実施いたします。

- ア 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている。
- イ 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第17条に規定された値以下である。
- ウ 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。

エ 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常である。

オ 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。

（５）※１を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがあります。

（６）※２を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）１０年経過時に、１０年を超えたものは５年経過毎にそれぞれ行うものとします。ただし、年次点検（無停電）の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。

なお、ＰＣＢ混入の恐れがある場合は行わないことがあります。

※２を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

（７）※３を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）１０年経過毎に、２０年を超えたものは３年経過毎にそれぞれ行うものとします。ただし、年次点検（無停電）の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。

なお、ＰＣＢ混入の恐れがある場合は行わないことがあります。

※３を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

（８）※４を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあります。

（９）※６を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがあります。

（１０）※７を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいいます。

この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検、年次点検実施時、誤差試験を年１回行うものとします。

別表 2

工事期間中に關する点檢の基準

電氣工作物		点檢、測定及び試験項目	工事期間中の点檢
引込設備	引込線 区分開閉器 電線、ケーブル及び支持物	外観点檢	○
受電設備 (二次変電設備) ・ 受変電設備	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点檢	○
	母線、計器用変成器、 電力用ヒューズ、断路器、避雷器、 電力用コンデンサ リアクトル、その他機器	外観点檢	○
	変圧器	外観点檢	○
	受・配電盤	外観点檢	○
	接地工事（接地線・保護管等）	外観点檢	○
	構造物・配電設備 〔 受電室建物 キュービクル式受・配 電設備の金属製外箱等 〕	外観点檢	○
	蓄電池設備	外観点檢	○
負荷設備 ・ 受変電設備 (低圧)	電動機、電熱器、電氣溶接機 その他の電氣機器類 照明装置、配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物 小出力発電設備	外観点檢	○
非常用 予備発電装置	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点檢	○
	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点檢	○
	遮断器・開閉器その他の電氣機器類	外観点檢	○
	発電装置及び附属装置、接地装置	外観点檢	○
発電所	遮断器・開閉器その他の電氣機器類	外観点檢	○

注（１）工事期間中は、設備ごとに外観点檢を行うものとします。

「外観点檢」とは、目視により次の点檢項目を行います。

- ア 電氣工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取り付け状態

別表.3 自家用電気工作物保安管理業務場所

箇所数	事業所の名称	事業所の所在地	需要設備	受電	非常用予備発電装置	
			容量	電圧	容量	電圧
			KVA	V	KVA	V
1	甚内ポンプ場	桑名市福島字甚内	620	6600	625	6600
2	香取ポンプ場	桑名市多度町香取356	200	6600	200	210
3	福島ポンプ場	桑名市大字桑名字砂割	706	6600	600	6600
4	西別所ポンプ場	桑名市大字繁松新田字西ノ割	600	6600	500	440
5	住吉ポンプ場	桑名市船馬地先	718	6600	750	6600
6	城之堀ポンプ場	桑名市大字下深谷部字城之堀	500	6600	375	440
7	江場ポンプ場	桑名市大字江場字正金縄415	938	6600	800	6600
8	城南ポンプ場	桑名市太平町242-6	500	6600	350	440
9	下深谷ポンプ場	桑名市大字下深谷部長儘	500	6600	300	440
10	下深谷第2ポンプ場	桑名市大字下深谷字長俣	300	6600	300	220
11	第三農住ポンプ場	桑名市福島新町6	35	210/105	48	220
12	寿農住ポンプ場	桑名市神成町2-52	21	210/105	60	220
13	蓮花寺農住ポンプ場	桑名市大字蓮花寺字宇賀329-1	37	210/105	55	220
14	立花公園調整池排水ポンプ場	桑名市立花町1-4	13	210/105	47	220
15	中継ポンプ場管理センター	桑名市松ノ木7丁目	13	210/105	40	220
16	大山田第1中継ポンプ場	桑名市野田6-17-1	32	210/105	100	220
17	大山田第2中継ポンプ場	桑名市野田4-8-18	37	210/105	65	220
18	大山田第3中継ポンプ場	桑名市松ノ木5丁目15-1	22	210/105	40	220
19	大山田第4中継ポンプ場	桑名市蓮花寺大丸1747-1	45	210/105	65	220
20	大山田第5中継ポンプ場	桑名市額田字池ヶ谷1256-1	38	210/105	100	220
21	蓮花寺第2中継ポンプ場	桑名市蓮花寺皿ヶ谷1605-18	5	210/105	12	220
22	姫御前汚水中継ポンプ場	桑名市長島町源部外面字山ノ割44	200	6600	200	210
23	北部汚水中継ポンプ場	桑名市長島町西川字五右衛門西670-3	100	6600	115	210
24	南部汚水中継ポンプ場	桑名市長島町白鷄字佐藤1-38	31	210/105	50	210
25	長島浄化センター	桑名市長島町赤地331-1	500	6600	200	420

別表4 支払計画

	請求年月	支払金額（税込）	備考
1	令和7年3月		令和6年6月分～令和7年3月分（10ヵ月）
2	令和8年3月		令和7年4月分～令和8年3月分（12ヵ月）
3	令和9年3月		令和8年4月分～令和9年3月分（12ヵ月）
4	令和10年3月		令和9年4月分～令和10年3月分（12ヵ月）
5	令和11年3月		令和10年4月分～令和11年3月分（12ヵ月）
6	令和11年5月		令和11年4月分～令和11年5月分（2ヵ月）
合計			

暴力団等の排除措置に関する特記仕様書

(目的)

第1条 この特記仕様書は、桑名市が締結する契約等に係る暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当な介入等を排除することにより、契約の適正な履行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この特記仕様書における用語の意義は、桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年桑名市告示第206号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第2条に定めるところによる。

(通報義務)

第3条 請負者は、暴力団等による不当介入を受けた場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 暴力団等による不当介入を受けた場合は、毅然とこれを拒否し、速やかに、警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 前号の通報及び協力を行った場合は、速やかに、その内容を市長等発注者に報告すること。

(資材購入等の禁止)

第4条 請負者（下請を含む。）は、暴力団等排除措置要綱別表第2に掲げる資材会社、施設若しくは廃棄物処理業者（以下「資材会社等」という。）又はその役員等が暴力団等と認められる場合は、当該資材会社等から同要綱別表第3に掲げる資材若しくは物品（以下「資材等」という。）を購入し、又は別表第2に掲げる施設若しくは廃棄物処理業者を使用してはならない。

(違反に対する措置)

第5条 請負者が前2条の規定に違反した場合は、情状により、次の各号の措置を講じることがある。

- (1) 指名停止又は文書注意 暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、第3条の規定に違反した場合は、指名停止又は文書注意を行う。
- (2) 暴力団等排除措置要綱第6条の規定により、契約を解除する。

(契約期間の延長等)

第6条 暴力団等による不当介入を受けたことにより、契約期間内に履行することが困難な場合は、市長等発注者と協議すること。

- 2 請負者が第3条の規定に違反していた場合は、前項の規定にかかわらず、情状により、契約期間の延長等の措置を講じないことがある。この場合において、請負者は、履行遅滞の責を免れない。